

K110,1
45,2

B I

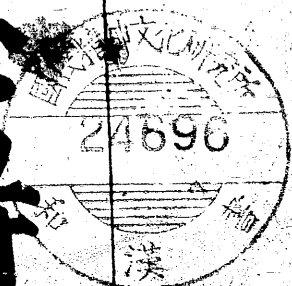
2 3 3



廣島縣制定

小學生徒心得

明治十六年八月出版 廣島縣學務課



小學生徒心得

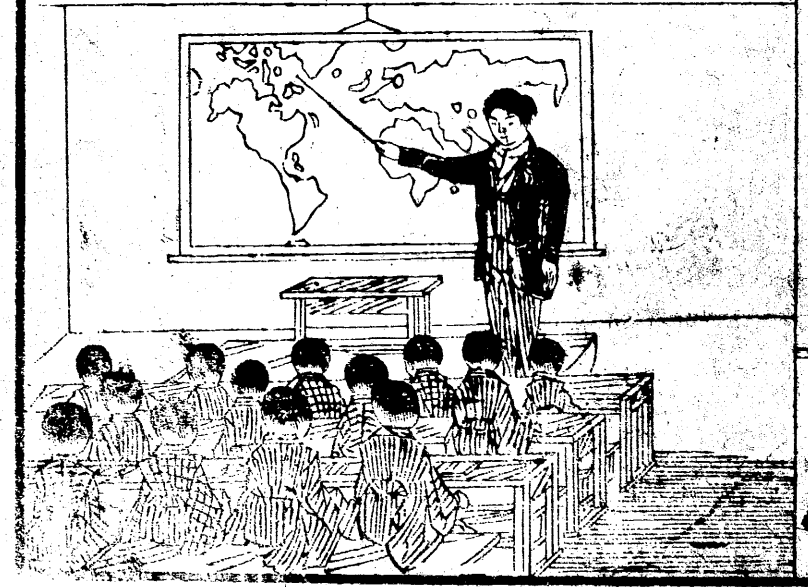
第一條

學問は身を立つるの基礎より徳を
修め智を開き以て善良の人たらしむ
るの道哉教ふるものあれば左の條々
を服膺し只管勉學すべし

小學生徒心得

第二條

一人たるものは皆國
の保護を受けて生
れ送るふとを得る
ものなれば幼稚の
時より國恩の重き



を思ひ皇室よ忠一國家を愛するの念
我失ふ處からん

第三條

父母は我を生み我を育ひ我を教へ其
恩山よりも高く海よりも深し故に之
に對し孝順愛敬の念を失ふ處からず

第四條

教師は我に學業を教へ我は一生の利益を與ふる所の恩人なまば之を敬重するを念を失ふべからず

第五條

兄弟姉妹の際も真意を以て互に相愛

すべきものなれど苟も親睦を傷かめ所業あるべからず

第六條

友達と交するは信義を主として不遜の振舞ある處からば縱令友達より争を仕懸くるとも決して之に張合か

からば學校に在る時あれば其次第を
教師に告げて差圖を受くべし

第七條

友達は互に益を與ふるを主とするも
此なきも惡き友を避け善き友を擇ぶ
ふと肝要なり

第八條

朝は早く起きて着物ヲ着替へ顔と手
を洗ひ口を漱き髪を梳づり父母尊長
に禮をなすべし

第九條

朝夕は門庭座席等ヲ洒掃し書籍器具

を整頓すべし

第十條

毎朝洒掃終れば學校より出づる用意を爲し先づ書籍石盤其他學校に於て用ゐべきものへ取落しおた様注意すべし

第十一條

出入するときは必ず父母尊長に敬禮を爲す應し辭りおく出入を應か



らず

第十三條

學校へ往くべき時刻は課業の始まる
十分前と心得べし若し其時刻は後れ
たらんは教師に告げて差圖を待つ
べし

第十三條

途中にて喧嘩口論するは勿論他人の
爭論たりとも決して近寄るべからず

第十四條

途中にて善からぬ戲をなす人の往來
を妨げ又は惡口する杯の所業あるを

からげ

第十五條

教師友達其他知り

たる人は逢ひいと

きは叮嚀に挨拶を

な一帽あるとたは



之を脱ぐべし

第十六條

學校に至れば各自の扣所を就き教師

の差圖を待つべし妄りに奔走し教場

に出入り又は大聲を發する等の所業

あるべからざ

第十七條

學校に在りては何事も教師の差圖に
從ひ身を慎み行儀正し情りたゞ容阿
るべからず

第十八條

教場は在りては帽襟巻雨衣等を着く

座からむ

第十九條

教を受くるときは第一己の心を虚し
し氣錢平け只管記憶せんことに注意
すべし

第二十條

教師は物を問ふときは容貌を正し言
語は和け輕率の振舞あるべからず

第二十一條

學校の諸規則は其身を修むる教の一
つなきが必ず其規則を守り誹議又は
違背すべからず

第二十二條

體操は血の循環
を善くし氣を爽
まし健康を保つ
の要なれば課
業終る毎に必ず



心身衛生の要

運動すべし

第二十三條

受業終れば教師の誘導に従ひ混雑せぬ様徐に退出すべし

第二十四條

友達は勿論他人の事を至とも誹議評

論するは宜からぬ事と心得べし

第二十五條

日課表は毎日課業の勤惰品行の善悪等或記載せしものなきを必ず之を父母尊長に差出し覽閱を乞ふべし

第二十六條

學校より歸りしときは直に其日習ひ
課業を復習し又明日の下調を為す

第二十七條

學問に出精して稍物事を知りたりと
も父母尊長に對し高ぶり誇るの所業

あるべからず又他人を輕し侮るの所
業は痛く自戒むべき事あり

第二十八條

父母尊長の事を命ずる時は勞苦を厭
はず慎みて其事に従ふべし

第二十九條

衣服は清潔あるを主とし、美麗あるは
好むべからず、食物として、旨きは貪る
處からず、又過度は茶水を飲むべから
ず

第三十條

凡生徒たるもの學校に在りて教師の

訓誡を守り、行狀を慎み、學術を勵むべ
以て足れりとせず、家は歸りても父母
尊長に事へ子弟たるの務を盡し、其學
ぶ所を實行すべし

小學生徒心得終

小學生徒心得

松浦龍也

明治十六年十二月十日 翻刻御届
明治十七年一月八日 刻成出版

廣島縣平民

翻刻人

三木 淺吉

廣島縣御調郡尾道

主堂町九百番邸居住

發兌人

文明

堂